

藤沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
藤沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（消防長の資格）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったもの
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）第2条に規定する部等の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったもの

（消防署長の資格）

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年（消防長が別に定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、消防組織法が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の資格について新たに本市の条例において定める必要による。